山口市教育支援ネットワークやまぐち路傍塾設置要綱

(設置)

第1条 これまで身につけてきた優れた知識や技能を、講師やボランティアとして学校や地域で活かしたいと希望する人材を募り、学校教育及び生涯学習等の場で活躍いただくことで、市民の学びを充実させることを目的として、山口市教育委員会(以下「教育委員会」という。)にボランティア人材バンクを設置し、名称を山口市教育支援ネットワークやまぐち路傍塾(以下「やまぐち路傍塾」という。)とする。

(事業)

第2条 やまぐち路傍塾は、次に揚げる事業を行う。

- (1)人材の登録、更新及び取消しに関すること。
- (2) 人材の活躍のコーディネートと情報提供に関すること。
- (3) その他、設置目的の達成に必要なこと。
- 2 人材が登録できる分野は別表1のとおりとする。

(登録の要件)

第3条 やまぐち路傍塾に登録できる者は、優れた知識や技能を有し、かつ、学校教育、生涯学習等の教育活動を支援できる18歳以上の者(個人又は団体)とする。ただし、政治、宗教又は営利活動を目的とする場合は登録することができない。

(登録方法)

- 第4条 やまぐち路傍塾に登録をしようとする者は、山口市教育支援ネットワークやまぐち路傍塾 登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出するものとする。
- 2 教育委員会は、前項に規定する登録申請があった場合、その内容を審査し適当と認めたときは、 名簿に登録を行うものとする。
- 3 名簿に登録された者(以下「登録者」という。)の登録の有効期限は、登録した日から2年を 経過した日の属する年度の末日までとする。
- 4 前項の有効期限の延長を希望する登録者は、有効期限満了日までに山口教育支援ネットワーク やまぐち路傍塾更新(変更)申請書(様式第2号)を教育委員会に提出するものとする。また、登 録内容に変更が生じた場合も同様とする。

(登録の取消し)

- 第5条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消すことができる。
 - (1) 第3条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 登録者及び関係者から登録の取消しの申出があったとき。
 - (3) その他登録者として不適格と教育委員会が認めたとき。

(利用方法等)

第6条 やまぐち路傍塾を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、教育委員会へ申し 込みを行い、教育委員会は登録者に対し事前に活動内容等を説明のうえ、利用者に対し登録者を紹 介するものとする。

(活動に係る経費等)

第7条 利用者は、登録者の支援を受けた場合、謝金を支払うものとする。

- 2 謝金は、1回3,000円を基準とする。ただし、別表1に定める学校教育支援については、原則として無償とする。
- 3 謝金、交通費、教材費等の活動に要する諸経費については、利用者と登録者が相互に協議し決めることができる。

(保険適用)

- 第8条 やまぐち路傍塾の活動に起因する傷病若しくは障害が生じた場合には、以下の場合を除き、教育委員会が加入するボランティア保険を適用するものとする。
- (1) 山口市が設置する認可保育所、幼稚園、小学校、中学校の学校施設の瑕疵及び学校業務遂行上の過失等に起因し、学校災害賠償補償保険、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となるもの。
- (2) 市が所有、使用、管理する施設の瑕疵及び市が主催、共催する行事等に起因し、市民総合賠 償補償保険の対象となるもの。
- (3) 地域交流センターが主催、共催する社会教育・生涯学習活動等に起因し、公民館総合保障制度の対象となるもの。
- (4) コミュニティ活動団体が行うコミュニティ活動等に起因し、山口市社会貢献活動補償制度の 対象となるもの。

(登録内容の公開)

第9条 教育委員会は、登録者の登録内容のうち、登録者の名称、登録分類及び内容を公開するものとする。ただし、登録者が希望しない場合はこの限りでない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるものの他、やまぐち路傍塾の運営に必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。